平成２３年（フ）第６３９号
新潟市西区五十嵐１の町7155番地　パンプキンホームいからし、前住所北海道北斗市白川222番地
債務者　山本　隆啓
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江花　史郎
4　破産債権の届出期間　平成24年２月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６３号
新潟市秋葉区西島22番地７
債務者　小泉　壽男
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　央
4　破産債権の届出期間　平成24年２月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０２２号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目11番８―101号　大地マンション
債務者　岩山　明憲
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　彰
4　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３２３号
広島市中区鶴見町９―７　日新ビル401号、住民票上の住所広島市西区己斐大迫３丁目27番１―311号
債務者　平野　圭二
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
4　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７３６号
兵庫県加古郡稲美町国安995番地の１　国安団地９棟306号
債務者　澁谷　勝也
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　破産債権の届出期間　平成24年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２１６号
鳥取県西伯郡大山町中高365番地９
債務者　岡田　繁廣
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　一蔵
4　破産債権の届出期間　平成24年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月29日午後１時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第８１６号
仙台市若林区南小泉３丁目６番12号　ホワイトキャッスル南小泉ビレジＣ102
債務者　阿部一史朗
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　英典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
宮城県大崎市古川大崎字伏見下伏見69番地
債務者　佐々木　圭
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松林　昌紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第４８２号
愛知県一宮市両郷町５丁目43番地３　コーポクローバー101号、住民票上の住所愛知県一宮市西大海道字柏木10番地２
債務者　土屋　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１５２５号
広島県廿日市市六本松１丁目１―19、住民票上の住所広島県廿日市市地御前北２丁目７番12号
債務者　河増　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０９号
広島市西区井口台２丁目１番61―504号
債務者　小村かづみ
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長場　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２６号
香川県高松市西内町12番15号
債務者　中野　清美（旧姓大長）
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１６１号
宮城県大崎市古川駅東３丁目２番12号　インノバーレＶ203号
債務者　鎌田　秀和
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第５１２号
沖縄県島尻郡八重瀬町字後原582番地
債務者　新城　　忠
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　大地
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部